

令和5年7月13日

会 員 各 位

宮崎県産直住宅推進協議会
会長 木脇 章太郎

令和5年度「みやざき材の家」普及促進支援事業 応募・計画のご案内

拝啓、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度は「みやざき材の家」普及促進支援事業となりました。宮崎県産直住宅推進協議会では、本年度も皆様の事業計画に基づき標記のエントリー・提案をする意向であります。これまでとは違い、変更点や追加事項が結構あります。つきましては、添付しました「R5年度補助要件」「要領・要綱」を把握され、計画及び費用を、別紙①にご記入され8月5日までにFAXかメールでご提出お願いいたします。尚、本年度の補助対象期間は交付決定日(R5年8月末頃)～令和6年3月15日までの実施(領収証日付)でお願い致します。(3月20日までに実績報告書提出のため)

敬具

記

・補助対象経費

みやざき材を活用した住宅を普及させるための次に掲げるPR活動に要する経費

- (1) 住宅建築希望者等を対象とした、みやざき材を活用した住宅の見学会の開催にかかる経費。
- (2) 広告、イベント等による、みやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動にかかる経費。

※ 別紙①にて、計画内容、概算金額、開催回数等をご記入し提出願います。

問合せ：都城地区プレカット事業協同組合内
事務局 木脇 義三 電話：0986-36-0755

別 紙①

会社名： _____

本年度の補助対象期間は交付決定(R5年8月末頃)～令和6年3月15日までの実施(領収証日付) また補助額は全体で上限40万円です。

① 住宅建築希望者等を対象とした、みやざき材を活用した住宅の見学会の開催にかかる経費。

・ 事業内容

・ 事業金額 _____ 円(税抜き)

② 広告、イベント等による、みやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動にかかる経費。

・ 事業内容

・ 事業金額 _____ 円(税抜き)

・ 適用可能な事業費の例

(ア) 旅費 (見学会参加者、臨時雇用者、講師等の旅費)

(イ) 使用料及び賃借料 (会議室、バス借上費、その他の借上等に限る)

(ウ) 役務費 (広告費、通信運搬費、手数料に限る)

(エ) 需用費 (ノボリ・看板制作費、消耗品費、印刷製本費に限る)

※ただし、会社の他の業務と、本事業における使用が明確に区分できない消耗品

(例、プリンターのインク、トナー、電気代、水道代等) は対象外となります。

(オ) 賃金 (見学会等を開催する為に臨時に雇用する臨時雇用者の賃金)

(カ) 謝金 (見学会の会場を提供する施主様に対する謝礼金、セミナーの講師に対する謝礼金等)

※ メール：yo-kiwaki@miyakopre.jp

FAX：0986-36-0757

事務局：木脇 義三